

代替地のあっせん

公共事業にかかる関係権利者の方で、移転先を確保することが困難な方については東京都が保有する代替地を移転先としてあっせんしています。

なお、あっせんに際しては、「代替地のご契約前に事業用地をご契約いただくこと」「あっせんする代替地の面積は、従前の土地の所有面積または使用面積を考慮し、生活再建に必要な限度内とする」などの条件があります。

区部代替地の例

★世田谷区祖師谷



多摩部代替地の例

★西東京市泉町

